

耐震性能を有していることが確認できる書類（昭和57年5月31日以前の建築の場合）

住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）に記載の新築年月日により提出書類が異なります。

登記事項証明書に記載の新築年月日	確認方法
・昭和56年5月31日以前 ・新築年月日の記載がない	以下のいずれか ・耐震基準適合証明書の写し※1 ・建設住宅性能評価書の写し※2 ・本市の補助金を活用して耐震改修した場合、補助金交付額確定通知書の写し※3
昭和56年6月1日 ～昭和57年5月31日	・検査済証 ・建築確認済証 ・建築確認台帳記載証明 のいずれかで、建築確認済証の交付日が昭和56年6月1日以降と確認できる場合、その資料 ※上記書類がない場合は、昭和56年5月31日以前の書類に準ずるものとする。
昭和57年6月1日以降	追加資料不用

※1建築士法第2条第1項の建築士、建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の住宅瑕疵担保責任保険法人によって、耐震基準に適合していることが証明されているもの

※2登録住宅性能評価機関によって耐震等級が1、2又は3であることが証明されているもの

※3高石市既存民間建築物耐震改修補助金交付要綱第14条の規定により交付を受けた補助金交付額確定通知書の写し